

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2019.9.10



# 三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資 形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年9月9日に関東財務局長に提出しており、2019年9月10日に効力が生じております。

## 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産額:14兆3,293億円

(2019年6月28日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

## 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色  
1

高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

- ファンドにおいて国債および国際機関債等とは、国債、複数国が協調して設立した国際的な組織が発行する債券、および投資対象国の政府系機関が発行する債券のうち投資対象国の政府が保証を行うか政府出資比率が100%の企業が発行する債券、等を指します。



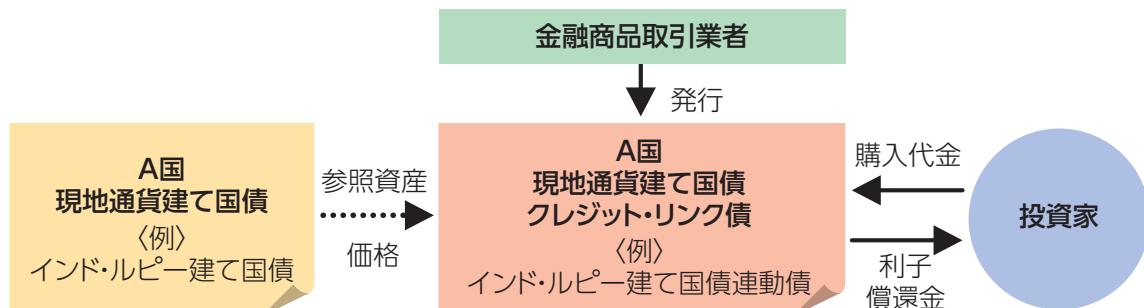
### 新興国とは

ファンドにおける「新興国」とは、原則として世界銀行分類の高所得国を除く国を指します。

### 投資対象について

投資対象国の規制等により、現地通貨建ての国債等への直接投資が難しい場合、ほぼ同等の投資成果が見込まれるクレジット・リンク債に投資することがあります。

<イメージ図>



- 投資するクレジット・リンク債は、通常、取得コスト等の理由から格付けを取得しません。
- 投資判断に当たっては、投資成果が連動する債券の格付けおよび取得時の発行体(金融商品取引業者)の格付けも参考にします。

例えば、金融商品取引業者に、ある現地通貨建て新興国国債にパフォーマンスが連動する新たな債券(=クレジット・リンク債)を発行してもらいます。当該クレジット・リンク債は、現地通貨建て新興国債券のリスクを内包しており、その価格は為替や金利の変動に伴う参照資産のリターンの推移に連動します。なお、発行体の金融商品取引業者の信用リスクが大きく変動した場合も当該クレジット・リンク債の価格はその影響を受けます。

- 金融商品取引業者とは、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者(外国の法令に準拠し、外国において同種の業務を行う法人等を含む)をいいます。
- 参照資産が新興国の債券指数となる場合もあります。

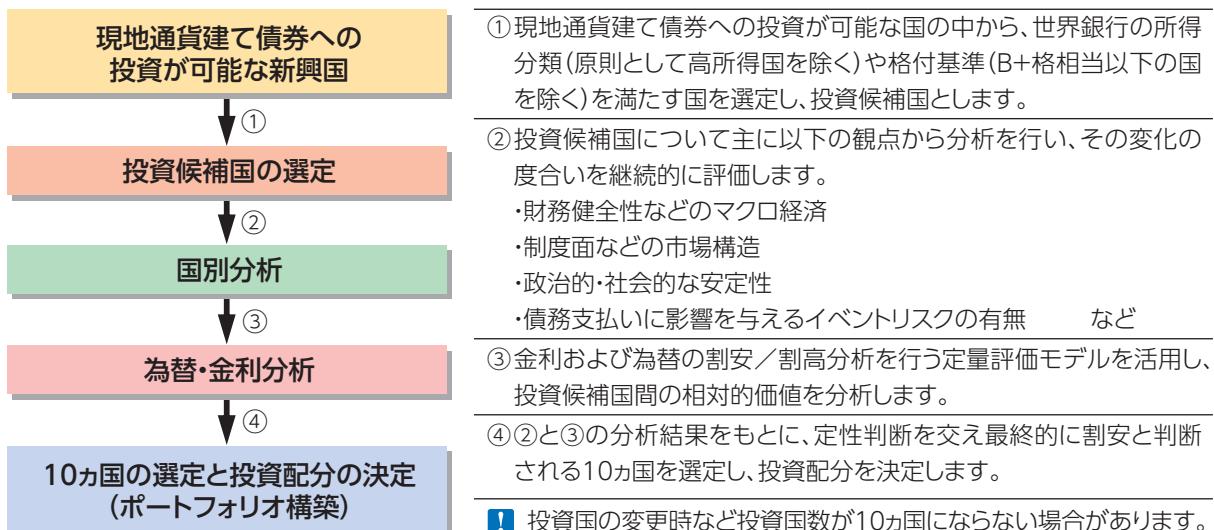
## 特色2

投資適格の信用力(BBB一格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- 新興国の現地通貨建て債券への実質的な投資は、「新興国現地通貨建債券ファンド F(適格機関投資家専用)」を通じて行います。

!  
格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスター・サービス(Moody's)、フィッチ・レーティングスのうち最も高い格付けを適用します。

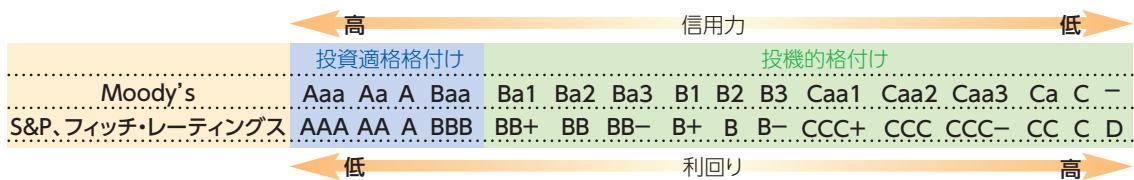
### 厳選した10カ国に分散投資を行うポートフォリオ構築の流れ



- 10カ国に分散投資を行うため、新興国の現地通貨建て債券市場全体に幅広く投資した場合に比べて、リスクは高くなる傾向がありますが、以下のような運用を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。
    - 1カ国への投資比率は、純資産総額の15%以内を目安とします。
    - 取得時において、BB+格相当以下の格付けを有する債券への投資は、純資産総額の20%以内とし、B+格相当以下の債券への投資は行いません。
    - 投資国で非常事態が発生した場合は、純資産総額の20%程度を上限に先進国の国債へ投資する場合があります。
    - 外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。
- 〔 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

#### ■ 格付け(長期信用格付け)とは

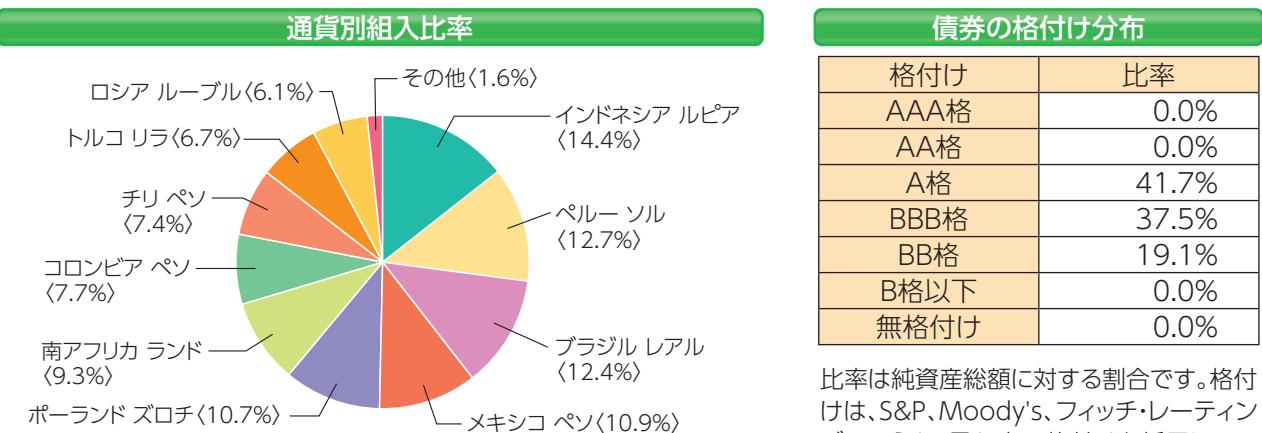
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。



Moody'sでのAaからBaaまでの格付けには「1, 2, 3」、また、S&Pとフィッチ・レーティングスでのAAからBBBまでの格付けには「+,-」という付加記号を省略して表示しています。  
上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によつても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。



### ファンドが投資する「新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」の運用状況(2019年6月28日現在)



比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。  
クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨で分類しています。  
比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収金・未払金などが考慮されております。  
その他にはコールローン等、その他が含まれ、マイナスの値が表示されることがあります。

比率は純資産総額に対する割合です。格付けは、S&P、Moody's、フィッチ・レーティングスのうち、最も高い格付けを採用しています。格付けを取得していない場合は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクによる独自の格付けを採用しています。なお、付加記号(+、-等)を省略して集計し、S&Pの格付記号に基づき表示しています。

**!** 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。

**!** 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

特色  
3

## 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。  
ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジを行った場合、そのコストとして日本と投資対象通貨国の金利差相当分を負担することになります。
- 為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

特色  
4

## モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」が投資するマザーファンドの運用に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク\*に再委託されます。  
※2019年12月6日より、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。

### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの主要拠点として1987年に設立されました。日本では、公的年金、企業年金、金融機関などの機関投資家向け資産運用業務のほか、国内投信委託会社との運用の再委託契約を中心としたビジネスを展開しています。

### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(MSIM)は、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。MSIMが提供する運用戦略は、広範な地域、資産クラス(株式、債券、オルタナティブ、非上場資産)をカバーしています。また、MSIMでは優れた運用プロフェッショナルの知見と、モルガン・スタンレーのリソースを活用したサービスの提供に努めています。グローバル企業としてのプレゼンスとリソースを生かすことで、グローバルなりサーチおよび運用体制を活用できる点が強みとなっています。

特色  
5

## 毎月の安定分配をめざします。

- 每月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。
  - 6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



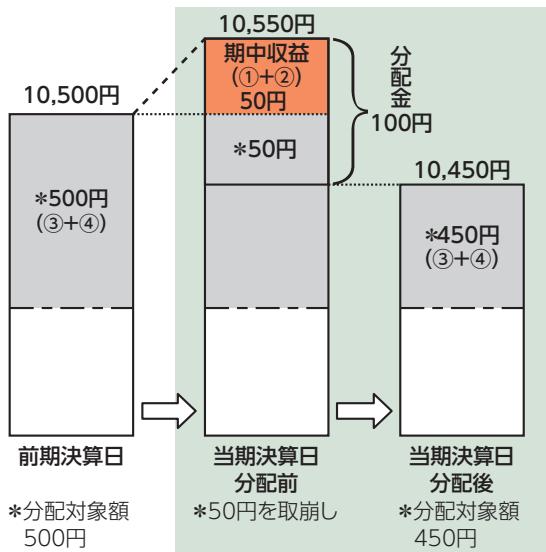
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

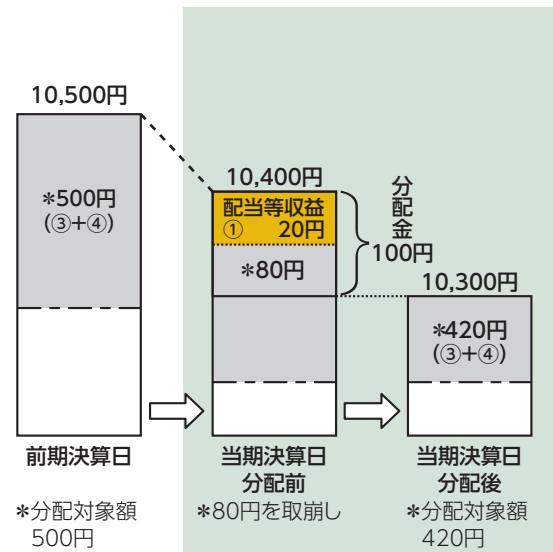
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



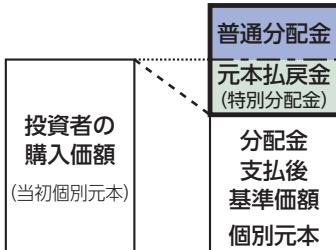
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

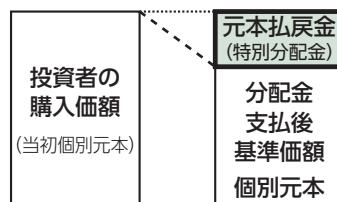
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



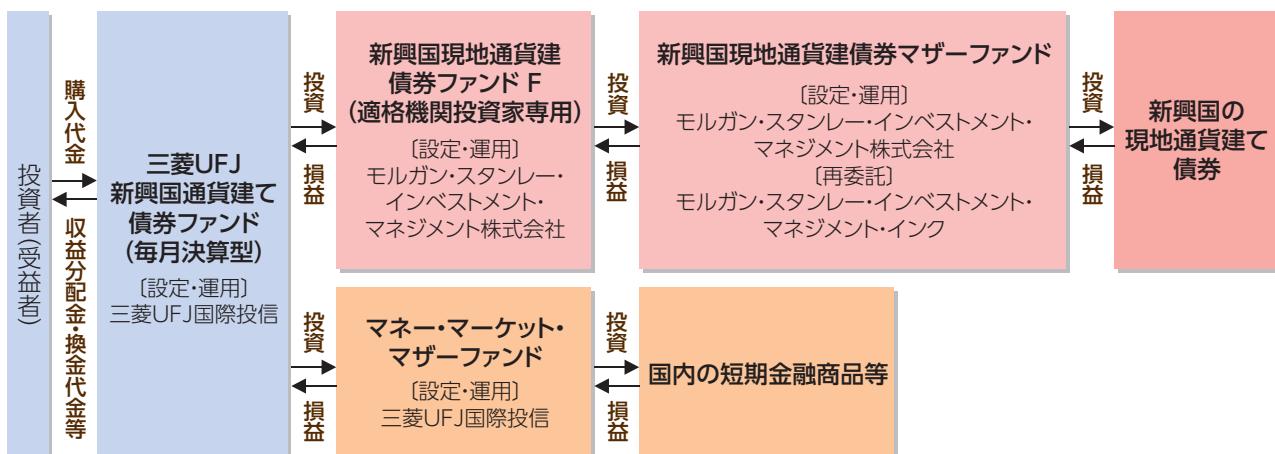
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



！ ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

## ■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

## ■投資対象とする投資信託証券の概要

新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)	
設定日	2007年8月15日
信託期間	無期限
基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。ただし、直接債券等に投資する場合もあります。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。</p> <p>②実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>③市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>①主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等(以下、「国債等」といいます。)に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。</p> <p>②国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。投資先の新興国は10ヵ国とすることを基本とします。ただし、投資国の変更時などにおいて、10ヵ国とならない場合があります。</p> <p>③国債等のほか、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券などその他の債券に投資することができます。</p> <p>④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。ただし、新興国債券の市場構造等が変化した際、以下と異なる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヵ国への投資比率は、投資信託財産の純資産総額の15%以内を目安とします。</li> <li>・取得時において、BB+ (S&amp;Pグローバル・レーティング)、Ba1 (ムーディーズ・インベスター・サービス)またはBB+ (フィッチ・レーティングス)以下の格付けを有する債券への投資は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。</li> <li>・取得時において、B格(B+相当の格付けを含みます。)以下の格付けを有する債券への投資は行いません。</li> <li>・上記において、個々の債券の銘柄が各格付会社から異なる格付けを得ている場合は、いずれか高い格付けを適用します。また、上記のいずれの格付会社からも格付けを付与されていない債券に投資する場合、当該債券の格付けは、委託会社がS&amp;Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスター・サービスまたはフィッチ・レーティングスの格付けに相当すると判断したものを適用します。</li> </ul> <p>⑤投資国において、政治・経済情勢や投資環境等の急変、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が起きた場合、投資信託財産の純資産総額の20%程度まで先進国の国債に投資する場合があります。</p> <p>⑥外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券の建値の通貨売り、他の外貨買いの為替取引を行うことがあります。</p> <p>⑦市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限 (信託約款上)	<p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限ります。</p> <p>④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

ファンドの関係法人	委託会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:モルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク※ ※2019年12月6日より、モルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、マザーファンドの運用に関する権限の一部をモルגן・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更に委託することができます。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.8856%(税抜 年0.82%) ※消費税率が10%となった場合は、年0.902%(税抜 年0.82%)となります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.1%

### マネー・マーケット・マザーファンド

**投資態度** わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## ■他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

## ■リスクの管理体制

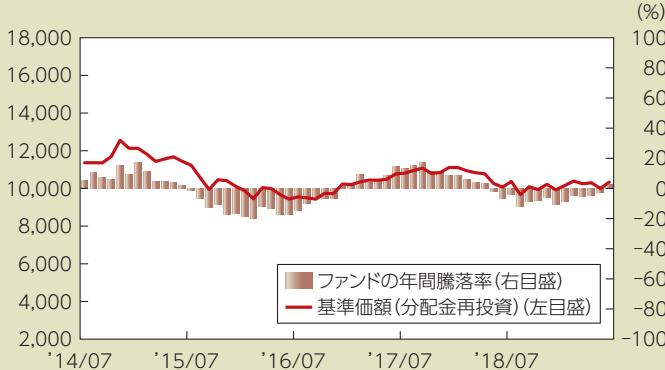
ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2014年7月末～2019年6月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2014年7月末～2019年6月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

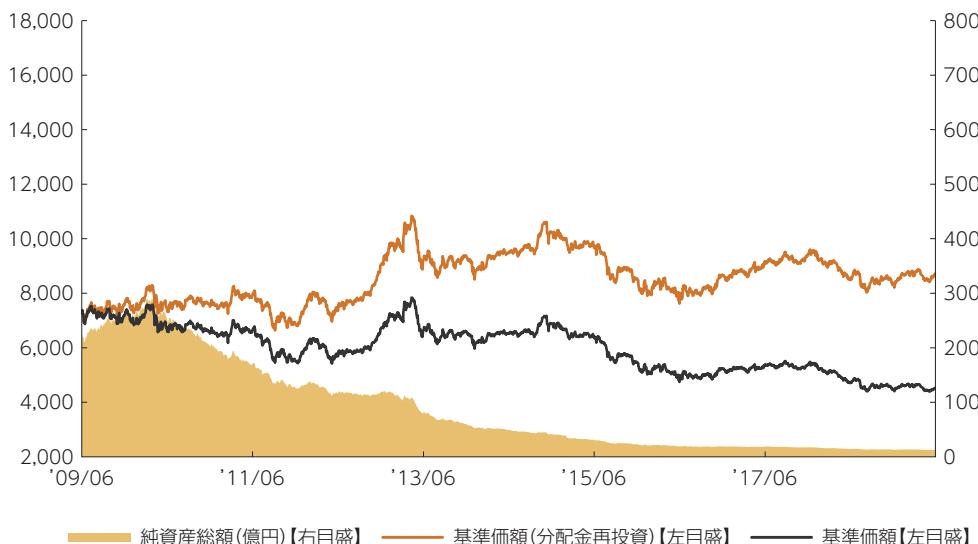


# 運用実績

2019年6月28日現在

## ■基準価額・純資産の推移

2009年6月30日～2019年6月28日



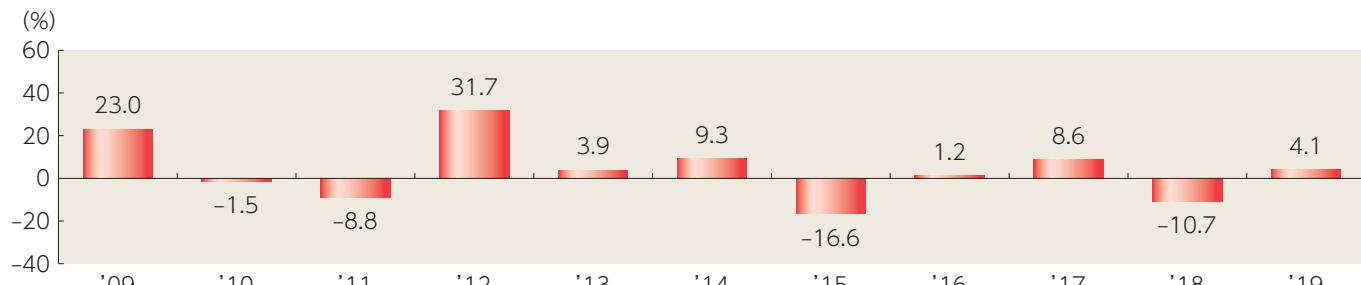
- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1 INDONESIA GOVERNMENT	インドネシア	8.375%	2024/03/15	14.3%
2 BONOS DE TESORERIA	ペルー	6.350%	2028/08/12	12.7%
3 NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	10.000%	2021/01/01	12.4%
4 MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	7.500%	2027/06/03	9.8%
5 REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	7.250%	2020/01/15	9.4%
6 REPUBLIC OF COLOMBIA	コロンビア	4.375%	2023/03/21	7.7%
7 REPUBLIC OF CHILE	チリ	5.500%	2020/08/05	7.5%
8 TURKEY GOVERNMENT BOND	トルコ	10.500%	2020/01/15	6.7%
9 RUSSIA GOVT BOND - OFZ	ロシア	7.950%	2026/10/07	6.1%
10 POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	3.250%	2025/07/25	4.7%

- ・ファンドの主要投資対象である「新興国現地通貨建債券ファンド F(適格機関投資家専用)」のマザーファンドである「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の資産の状況、現地約定ベース
- ・クレジットリンク債は、連動する現地通貨建て新興国債の国・地域
- ・比率は当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2019年は年初から6月28日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>購入価額</b>	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	<b>購入代金</b>	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>換金価額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	<b>換金代金</b>	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
	<b>申込不可日</b>	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
	<b>申込締切時間</b>	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	<b>購入の申込期間</b>	2019年9月10日から2020年9月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	<b>換金制限</b>	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
	<b>信託期間</b>	2022年6月10日まで(2007年8月14日設定)
	<b>線上償還</b>	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	<b>決算日</b>	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
	<b>収益分配</b>	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	<b>信託金の限度額</b>	5,000億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	<b>運用報告書</b>	6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	<b>課税関係</b>	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 <b>上限2.7% (税抜 2.5%)</b> (販売会社が定めます) ※消費税率が10%となった場合は、 <b>上限 2.7% (税抜 2.5%)</b> となります。	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> をかけた額		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.9504% (税抜 年率0.88%)</b> をかけた額 ※消費税率が10%となった場合は、 <b>年率0.968% (税抜 年率0.88%)</b> となります。 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。
		支払先 配分(税抜) 対価として提供する役務の内容 委託会社 0.24% ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 販売会社 0.6% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 受託会社 0.04% ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
		※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.8856%程度</b> (運用および管理等にかかる費用) ※消費税率が10%となった場合は、 <b>年率0.902%程度</b> となります。 (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.836%程度 (税抜 年率1.7%程度)</b> ※消費税率が10%となった場合は、 <b>年率1.87%程度 (税抜 年率1.7%程度)</b> となります。 ※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
------------	---

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax



## 税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年6月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>